

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法、建築基準法等における権限を都市自治体に移譲すること。

2. 地域の実情に応じた土地利用等
 - (1) 都市再生整備計画事業等については、地域の実情に合った事業を計画的に実施することができるよう、弾力的な運用を図ること。
 - (2) 農地転用許可及び農業振興地域の指定・変更等の権限については、都市自治体に移譲するとともに、地域の実情を踏まえ弾力的な運用を図ること。
また、上記の権限が移譲されるまでの間、耕作放棄地を耕作地として再生した都市自治体が企業誘致等を進める際、再生した農地の面積分の開発が許可されるよう土地利用の規制を緩和すること。

3. 街路事業の促進
 - (1) 都市計画道路及び幹線街路の整備を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置等を講じること。
 - (2) 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情に合った財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
 - (3) 交通結節点周辺における利用者の利便性を確保するため、自由通路や橋上駅舎化等の整備については、地域の実情に合った財政支援を行うこと。

4. まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、適切な財政措置を講じること。
また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。

5. 国土の均衡ある発展を図るため、各地域を一体的に整備する施策等を着実に推進すること。

6. 歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。

また、地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するため、支援制度の充実を図ること。

7. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。

8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理については、財政措置を講じること。

9. 東日本大震災に係る「防災集団移転促進事業」の移転促進区域内の土地の買取については、買取ができない土地も含め、全ての土地を買取することができるよう弾力的な運用を可能とすること。

また、全ての土地を買取できない場合は、「防災集団移転促進事業」で取得した土地と買取できない土地との交換を可能とすること。